



【参考】

旅館業法施行令（昭和32年6月21日 政令第152号）（抜粋）

第一条第三項（簡易宿所営業の施設の構造基準）

二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（平成15年2月14日 健発第0214004号）（抜粋）

別添3（旅館業における衛生等管理要領）

II 施設設備

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (5) 寝台1台当たりの床面積は、 3.0m^2 以上の広さを有すること。ただし、階層式寝台にあつては1台（2層を1台に換算する。）当たりの床面積は、おおむね 4.5m^2 以上の広さを有すること。
- (6) 階層式寝台は、2層とし、その幅員は0.9m以上、長さ1.85m以上の広さを有すること（幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと。）。
- (7) 階層式寝台の上段と下段及び最上段と天井の間隔は、それぞれおおむね1m以上であり、また下段の寝台は、床面からマットレス上面までの高さが0.35m以上であること。
- (8) 階層式寝台は、他の場所からの光線をさけることができるようカーテン等を備え付けるなど適当な構造設備であること。
- (9) 階層式寝台をおく天井は、床面よりおおむね2.5m以上の高さを有すること。
- (10) 階層式寝台（上段）の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように床板からおおむね0.2m以上の高さに手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。